

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 成田北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告(説明書) 特記仕様書	「週休2日推進工事」に記載がありませんが、週休2日推進に係る労務費、機械器具経費等、諸経費の補正額は計上されていないと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりに考えください。
2	金抜設計書 番号2および3	金抜設計書によると、多古地区から発生する切土量は、(2道路掘削 土砂A2)12.854m ³ +(道路掘削 土砂A3)220.025m ³ =232.609m ³ となります。それに対して、「首都圏中央連絡自動車道 多古地区道路修正設計 成田北工事数量計算書」P.8によると、多古地区から発生する切土量は(土砂B)132.777.9m ³ +(土砂D)93.868.9m ³ +(表土)8.217.0m ³ -(道路掘削土砂A1控除)2270.8m ³ =232.593m ³ となります。232.609m ³ ≒232.593m ³ (差異16m ³)であるため、道路掘削 土砂A2およびA3の数量には、多古地区の(表土)8217.0m ³ が含まれると考えてよろしいでしょうか。	R03.06.25付け訂正公告後の特記仕様書、設計図、金抜設計書をご確認ください。
3	金抜設計書 番号4	「道路掘削 土砂(表土)」14.485m ³ について、「首都圏中央連絡自動車道 成田地区道路修正設計 成田北工事数量計算書 道路土工」P.2によると多古地区の表土8.217m ³ が計上されています。質問2の回答に関わりなく、多古地区の表土8.217m ³ を含んだ数量が計上されていると考えてよろしいでしょうか。	R03.06.25付け訂正公告後の特記仕様書、設計図、金抜設計書をご確認ください。
4	特記仕様書P13 13 工事用道路に関する事項 13-1 工事用道路の指定	表中に示されている工事用道路の延長には、盛土重心までの距離も含まれていると考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書13-1に示す、番号⑤⑧⑩工事用道路の延長については、盛土重心までの距離を含みます。
5	特記仕様書P13 13 工事用道路に関する事項 13-1 工事用道路の指定	(4)本工事施工箇所(STA 83+00～STA88+20(STA84+20～STA84+50内回り側を除く)～本工事施工箇所(STA21+40)までの運搬経路について、⑦「成田市道23-2084号)は延長200mと記載されていますが、片道ではなく往復距離と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりに考えください。

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 成田北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
6	特記仕様書P28 22-3 盛土工 22-3-1種別及び作業内容	盛土工B1について、安定処理工A2により自走式土質改良機を使用して攪拌混合した材料を積込、運搬する費用は未計上と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりお考えください。 安定処理工A2については、盛土工B1の施工箇所近傍にて施工するものと考えています。
7	特記仕様書P31 22-6 のり面工 22-6-2コンクリート砕工	コンクリート砕工で使用するプレキャストブロックについての記載がありませんが、設計図 附帯工P30 コンクリート砕工詳細図(3)に記載に関わらず、標準的な砕断面15cm×15cmののり砕ブロックを使用可能と考えてよろしいでしょうか。	設計図面 附帯工 30/92 法砕ブロックに示すとおりです。
8	特記仕様書P31 22-8 用・排水構造物工	22-8-1「種別」について、「PuL(3)・a・b(F)」は、千葉県型側溝の「歩道用(CH1)」もしくは「路側用(CH25)」のいずれを計上されているか、お教え願えないでしょうか。	設計図面 横断面P64/71に示すとおり、路側用(CH25)とお考えください。
9	特記仕様書P31 22-8 用・排水構造物工	22-8-1「種別」について、「PuL(3D)・a・b(F)」は、千葉県型側溝の「歩道用(CH1)」もしくは「路側用(CH25)」のいずれを計上されているか、お教え願えないでしょうか。	設計図面 横断面P1/71に示すとおり、路側用(CH25)とお考えください。
10	特記仕様書P31 22-8 用・排水構造物工	22-8-1「種別」について、「PuL(5D)・a・b(F)」は、「道路用鉄筋コンクリート側溝」の1種、もしくは3種のいずれを採用されているか、お教え願えないでしょうか。	設計図面 横断面P11/71に示すとおり、3種とお考えください。
11	特記仕様書P37 22-16 交通管理施設工	22-16-1「路面標示工(1)種別」について、「路面標示JIS規格型A1」および「路面標示JIS規格型A2」は、「溶融型 塗布厚1.5mm」と考えてよろしいでしょうか。	土木工事共通仕様書 令和2年3月 国土交通省 P2-31 2-2-12-2及び土木工事施工管理基準及び規格値 国土交通省 令和2年3月 P I -13に規定する材料に基づきお考えください。

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 成田北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
12	特記仕様書P40 22-20 交通保安要員	22-20-1 種別について、配置時間8:30～16:30と記載されていますが、就労時間は8:00～17:00と考えてよろしいでしょうか。労務単価の修正係数を考慮されている場合は、修正係数をお教え願えないでしょうか。	そのとおりお考えください。
13	特記仕様書P44 22-22地盤改良工	「22-22-5施工4)について、「給水に要する費用については関連する単価項目に含む」と記載されていますが、率計上ではなく、散水車を積上げ計上されていると考えてよろしいでしょうか。積上げ計上されている場合、延べ台数をお教え願えないでしょうか。	積算に関する質問については、お答えできません。
14	特記仕様書P44 22-22地盤改良工	22-22-7 支払 2)について、改良材のロス率は0.06を計上されていると考えてよろしいでしょうか。	積算に関する質問については、お答えできません。
15	特記仕様書P45 22-24 植生シート工	「22-24-3 材料 植生シート工A、植生シート工B)について、シート材は同一の仕様と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりお考えください。 固定材の種類が異なります。
16	特記仕様書P45 22-24 植生シート工	「植生シート工A)の植生シート材料について、物価資料の「植生シート 肥料袋無し、一種ネット」を計上されていると考えてよろしいでしょうか。異なる場合、計上されている植生シートの名称もしくは仕様をお教え願えないでしょうか。	積算に関する質問については、お答えできません。
17	特記仕様書P45 22-24 植生シート工	「植生シート工B)の植生シート材料について、物価資料の「植生シート 肥料袋無し、一種ネット」を計上されていると考えてよろしいでしょうか。異なる場合、計上されている植生シートの名称もしくは仕様をお教え願えないでしょうか。	積算に関する質問については、お答えできません。

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 成田北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
18	特記仕様書P48 22-28 安定処理工	「安定処理工 A2」について、混合した改良土を盛土箇所まで運搬するための積込、運搬費用は未計上と考えてよろしいでしょうか。	安定処理工 A2に使用する材料については、特記仕様書22-3-1に示すとおり、他工事から本工事の盛土近傍箇所に積み下ろしされる予定です。盛土箇所まで運搬するための積込、運搬については、貴社の施工計画に基づきお考えください。
19	特記仕様書P48 22-28 安定処理工	「安定処理工 11」について、22-28-8支払にはロス率の記載がないので、ロス率は未計上と考えてよろしいでしょうか。計上されている場合は、ロス率をお教え願えないでしょうか。	特記仕様書22-28-8に示すとおり、安定処理工 I 1の施工に必要な費用に含まれるものとお考えください。 ロス率については、積算に関する質問のため、お答えできません。
20	特記仕様書P49 22-28 安定処理工	「安定処理工 12」について、22-28-8支払にはロス率の記載がありませんが、土木工事積算基準P9-18に基づきロス率4%を計上されていると考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、ロス率をお教え願えないでしょうか。	積算に関する質問については、お答えできません。
21	特記仕様書P51 22-29 工事用道路整備工	22-29-5「支払」について、敷鉄板整備費は未計上と考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書22-29-5に示すとおり、工事用道路整備工の施工に必要な費用に含まれるものとお考えください。
22	特記仕様書P53 22-31 放流塔工	22-31-3「作業内容」について、「鋼矢板の施工は、油圧式杭圧入引抜機で行う」と記載されていますが、可とう鋼矢板についても油圧式杭圧入引抜機での施工を想定されていると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりにお考えください。
23	特記仕様書P53 22-31 放流塔工	22-31-3「作業内容」について、幅700mmの可とう鋼矢板を油圧式杭圧入引抜機で打ち込みできない場合は、設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	現場条件等により、監督員が必要と認めた場合については、別途協議事項とお考えください。

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 成田北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
24	特記仕様書P53 22-31 放流塔工	22-31-6「支払」について、油圧式杭圧入引抜機で圧入施工を開始するための初期反力杭の施工費は未計上と考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書22-31-6に示すとおり、放流塔工の施工に必要な費用に含まれるものとお考えください。
25	特記仕様書P53 22-31 放流塔工	22-31-6「支払」について、初期反力杭の施工費が計上されている場合、バイプロハンマもしくは反力架台のいずれの方法で計上されているかお教え願えないでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
26	特記仕様書P56 22-34	「工事車両泥落し装置費」について、泥落し装置の設置費及び維持・管理のための労務費、散水車の運転費は計上されていると考えてよろしいでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したものの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。したがって、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
27	特記仕様書P56 22-34	「工事車両泥落し装置費」について、維持・管理のための労務費を計上されている場合、延べ人数をお教え願えないでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したものの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。したがって、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
28	特記仕様書P56 22-34	「工事車両泥落し装置費」について、散水車の運転費を計上されている場合、延べ日数もしくは人数をお教え願えないでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したものの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。したがって、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
29	設計図 附帯工P30 コンクリート枠工詳細図(3)	コンクリート枠工詳細図(3)には「参考図」との記載がありませんが、のり枠ブロックの単価は以下の①もしくは②のいずれが採用されているかお教え願えないでしょうか。①図面に記されているメーカー指定材料の見積額、②物価資料に記載されている「のり枠ブロック 枠断面図15cm×15cm」	積算に関する質問については、お答えできません。

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 成田北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
30	割掛け対象表参考内訳書 【準備工事費】工事用道路費	数量内訳(参考)に「道路掘削 1811m ³ 」と記載されていますが、切土箇所(もしくはSTA)と運搬距離をお教え願えないでしょうか。	R03.06.25付け訂正公告後の割掛け対象表、割掛け対象表参考内訳書をご確認ください。